

こんにちは！川崎南部就労援助センターです！みなさまへセンターからのお知らせなどをおつたえします



10月のお知らせ

就職サポート説明会

第6回

2020年10月21日(水)

10:30~11:30

第7回

2020年11月5日(木)

14:30~15:30

参加ご希望の方は

当センターへ

お問い合わせください

川崎南部就労援助センター

〒210-0006

川崎市川崎区砂子1-7-5

タカシゲビル6F

TEL:044-201-8663

FAX:044-201-8668

URL: <http://www.aoitori-y.jp/kawasaki-south-syuro/>

一般就労と福祉的就労

今回は、「一般就労」と「福祉的就労」についてご紹介します。



一般就労

「一般就労」には大きく分けて2種類あります

●一般企業で障害があることを伝えずに働く方法(クローズ)

メリットは賃金水準が障害者求人での就労に比べて比較的高い。

●一般企業で働く時に障害がある事を伝えて働く方法(オープン)

メリットは、賃金水準が障害者求人よりも高い場合が多く、業務内容や時間など個々の障害に配慮された働き方ができる。



福祉的就労

福祉的就労とは、障害者総合支援法という法律のもとで運営されている「就労継続支援A型」と「就労継続支援B型」と呼ばれる福祉事業所で働く方法です。

就労継続支援では、働く場の提供、必要な知識やスキルを身につけていけるよう支援するサービスです。

就労継続支援A型

雇用契約を結び、最低賃金が保証される。

就労継続支援B型

雇用契約は結ばず、作業に対する工賃分をその対価としてもらう。

また、就労継続支援A型や就労継続支援B型以外でも地域活動支援センターという福祉事業所があり同じように障害のある多くの方が働いています。

このように、働き方には違いがあるため、ご自身にあった働き方を探してみましよう。

今回は、特例子会社についてご紹介いたします。



就労中の方も相談可能です

ご相談お待ちしております